

令和8年6月1日

下水道課長 山根 康稔

質 疑 応 答 書

件 名	沖縄市公共下水道事業計画（変更）業務委託（その1）	
質 疑 欄	回 答 欄	
<p>Q1. 実施要領</p> <p>4. 配置予定技術者の経歴等 (5)</p> <p>「構成員の担当技術者は、日本下水道事業団法施行令第4条第1項に定める技術検定（第1種または第2種）の資格を有する者とする。」という記載があるが、主たる担当技術者2名ともが技術検定（第1種または第2種）の資格を有していないといけませんか？</p>	<p>A1. 配置予定技術者(担当技術者)については、主たる担当技術者2名とも、技術検定（第1種または第2種）の資格を有する者とします。</p>	
<p>Q2. 実施要領</p> <p>4. 配置予定技術者の経歴等 (5)</p> <p>担当技術者の資格要件として、技術検定（第1種または第2種）の資格としているが、管理技術者や照査技術者同等の「技術士 上下水道部門(下水道)」の資格を有するものを配置しても問題ないでしょうか？</p> <p>※欠格要件となりませんか？</p>	<p>A2. 配置予定技術者(担当技術者)については、「技術士 上下水道部門（下水道）」の資格を有する者を配置しても、差し支えありません。</p>	
<p>Q3. 実施要領</p> <p>6. 参加申請書及び企画提案書の提出について</p> <p>企画提案書作成にあたり、現行の全体計画図書、事業計画図書のPDF形式データの提供は可能でしょうか？</p> <p>※閲覧資料等がないと、今回テーマとしている「今回および今後の事業計画変更</p>	<p>A3. 全体計画、事業計画等に関する資料については、下水道課窓口にて閲覧場所を設けます。閲覧時間は午前9時から午後4時までとし、昼休みも閲覧可能とします。</p> <p>※閲覧資料</p> <p>沖縄市公共下水道（流域関連）事業計画（変更）協議申出書</p>	

件 名	沖縄市公共下水道事業計画（変更）業務委託（その1）	
質 疑 欄	回 答 欄	
<p>を実施するうえで、考慮すべき点、課題点に対する解決策（課題点がある場合）について」の検討が出来ないためお願いします。</p>		
<p>Q4. 標準仕様書及び特記仕様書 改めての確認になりますが、本業務では、「公共下水道全体計画」、「下水道法による事業計画」のみが対象であり、「都市計画決定図書作成」、「都市計画事業認可申請図書作成」は別途業務という認識で問題ないでしょうか？</p>	<p>A4. 特記仕様書をご確認ください。 なお、関係機関と調整の結果、必要に応じて業務の追加や協議が発生する場合があります。</p>	
<p>Q5. 下水道法による事業計画 ・「幹線管渠の施設平面図作成（既存区域）（汚水・雨水計画共）」は、事業計画を変更する路線を対象に、申請に必要な主要な管渠の平面図を作成することでよろしいでしょうか。</p>	<p>A5. 「幹線管渠の施設平面図作成（既存区域）（汚水・雨水計画共）」については、認識の通りで差し支えありません。 なお、詳細については、契約後の協議において確認します。</p>	
<p>Q6. 下水道法による事業計画 ・測量が必要となる場合は、契約変更対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>A6. 特記仕様書を確認ください。</p>	